

海外経済要録

国際機関

◇IMF・世銀年次総会の開催

1. 第27回IMF・世銀年次総会は、9月25日から29日までの5日間、ワシントンで124か国の代表を集めて開催された。今次総会の最大の眼目は、スミソニアン合意により暫定的に安定した国際通貨制度を長期的視野から根本的に再建するための討議を進展させることにあり、総会の会期中に、今後同問題を具体的に検討する場となるべき「国際通貨制度改革および関連事項に関する委員会」（いわゆる「20か国委員会」）も第1回会合を開き正式に発足した。総会に先立ち、IMF理事会の国際通貨制度改革に関する報告書（9月6日公表、9月号「要録」参照）作成過程における米国とフランスの意見対立などが伝えられ、また、米国がシュバイツァー専務理事の再任に反対の意向であるとの報道が流れたことなどから、討議の難航を懸念する向きもみられた。しかし、総会初日、ニクソン米大統領が特別演説で改革への決意と熱意を表明、これを受けて、2日目、米国代表のシュルツ財務長官が為替相場制度、準備のメカニズム、国際収支調整過程、資本収支等の規制、関連する諸交渉、制度的意義の6項目にわたって国際通貨制度改革に関する包括的かつ具体的な米国の考え方を発表、これを契機に、予想よりも協調的な雰囲気の中で議事が進行した。シュルツ提案は、パームズ米国連邦準備制度理事会議長が本年5月、モントリオールの国際金融会議において行なった10項目提案の線に立って展開されたものであり、米国が通貨改革交渉に本格的に乗り出したものとして、将来の通貨改革に関する展望が開けたとする向きが多い。シュバイツァー専務理事も閉会に際して、「通貨改革が緊急を要することおよび普遍的な通貨制度を維持することの重要性につき consensus が得られたのは特筆に値する。米国をはじめ各国が貴重な提案を行ない、討議においても柔軟な態度を示したことに敬服している。今回の総会を通じ、通貨改革論議は一段と進展をみたといつてよい。引き続き各国の協力が得られるならば、明年のナイロビ総会までに顕著な成果をあげようであろう」との講評を行なった。

2. 総会における主要論点は以下のとおり。

(1) 通貨改革に関する態度

シュルツ演説において米国は、「いまや、今後何十年

にもわたり役だつ新しい通貨取決めについて確固たる意見の一致を求めることが可能となっている」との判断から具体的な考え方を提示、しかも従来の米国の立場を修正し、過渡期間経過後米ドルの交換性回復に必ず用意があること、および通貨交渉と貿易交渉とを切り離してもよいとの意向を示したため、論議にかなりの進展がみられた。基本となる為替相場に関しては、ほとんどの主要国が、新制度は必要な場合の調整を前提とした固定平価を基礎として再建されるべきことを説き、スミソニアン合意の延長線上に新制度が置かれるべきことを示唆した。もっとも、すでにフロートの経験の長いカナダ、二重為替市場制度を採用しているベルギーなどは、新制度下ではそれぞれ自国の制度の特色を加味することも考えられると主張した。

一方、改革の時期に関しては、米国が「明年のナイロビ総会までに新制度の輪郭につき合意する」との期待を表明したのに続き、フランスも、①ナイロビ総会において為替相場メカニズムと開発援助とに関する取決めを締結、②次の段階で諸通貨の交換性回復を実現、③続いて新制度下における価値基準 (numeraire) と流動性の問題を解決する、という3段階の具体的プログラムを提示、このほか英国、西ドイツ、ベルギーなどの各国も、ナイロビ総会においてなんらかの具体的な合意が行なわれることを期待する旨発言した。

(2) 国際収支調整過程

米国は国際収支調整過程の重要性を強調して、次の具体案を提示した。

イ. 調整義務については、従来もっぱら赤字国の負担とされ円滑な調整がゆがめられてきた経緯にかんがみ、対称性 (symmetry) を原則とし、黒字国にも責任を負わせる。調整を実施すべきかどうかの基準としては対外準備の不釣りあいな増減 (disproportionate gains or losses in reserves) を採用する。

ロ. 調整の手段としては平価変更が中心となるが、国内政策手段を使用することもありえよう。為替変動幅は、短資の移動誘因を減殺するなどの見地から十分大幅のものとする。この見地から、米ドルについても米ドル以外の通貨と同じだけの変動幅を持たせることも考えられる。

ハ. 調整義務を履行しない国に対しては、黒字国については交換請求の制限、同国輸出に対する課徴金の賦課容認、赤字国についてはIMF借入れ、SDR配分の制限等の制裁を課する。

一方、各国もこれを意識して積極的な発言が目だった。主要国の見解は以下のとおり。

(イ) 調整責任の所在

主要各国とも、IMF理事会報告で使用された「対称性」という語を多用して、米国提案同様赤字・黒字両国の責任折半論を打ち出す向きが大勢を占めたが、英国、カナダ、フランスなどは明確な形でこれを述べた反面、西ドイツ（「国際均衡を確保するような為替相場政策の推進が各国の義務」）などのようにやや控えめな表現を行なった国があり、ニュアンスに若干の相違がある。なお、南アは、国際収支黒字が生産性向上とインフレ抑制の結果である場合が多いことを考えれば、黒字国に切上げを迫るのはインフレ抑制の意欲をくじく結果ともなりかねないとして、対称性原理の全面的適用に批判的見解を述べた。

調整の必要性を決める基準に関しては、対外準備の増減を主張した米国の考え方に対し、フランス、カナダ、日本などを中心に自動的ないし客観的指標を基準とすることに異論を唱える向きが多かった。

(ロ) 調整手段

調整の手段として国内政策と平価調整のどちらにより多く依存するかについては、米国が両者の使用にあたり、どちらかといえば後者重視の態度をとったのに対し、フランス、日本、西ドイツが、対外不均衡は原則として国内政策の行使により回復を図るべきであると主張、この間英国、カナダなどは、国内政策を国際均衡と調和させるべきであるという比較的折衷的な立場をとった。ただ、いずれにせよ、調整手段としての為替相場変更の有効性、重要性が一般に強く認識されていた。

(3) 国際流動性問題

今後の国際流動性に関し、米国は、①SDRを今後の通貨制度上の公式の価値基準(formal numeraire)とし、運営上の障害となる懸念のある復元義務、指定制度、保有限度などを撤廃すること、②金は本来的に不安定な要因を含み、準備の基礎としての要件を満たせないこと、③準備通貨の保有については禁止も奨励もともに不適当であること、の3点を明示し、これまでややあいまいであった米国のSDRに対する態度を支持の方向で明確化した。これを受けておおむね各国ともSDRを新制度の中軸にすえるべきであるとの議論を展開したが、そのためには、SDR保有動機の維持・強化(価値保証、金利引上げ)、管理面の改善などにつき修正を加える必要があるとの議論も多い(英国等)。明年以降のSDR創出については、日本、カナダ、イ

タリアなどの創出支持論に対し、SDRの無思慮な創出は過剰流動性ひいては世界インフレにつながるとして創出抑制を説く向きもあった(西ドイツ、オランダ、南ア、フランス)。金の役割については、米国が漸進的な縮小を唱えたのに対し、南アが産金国の立場から金価格引上げと金を準備資産の中核にすえる議論を展開したこと、フランスが従来の金重視の態度をはっきりと打ち出さなかったことなどが特徴的。

なお、主要通貨と米ドルの交換性回復および既往米ドル債務の処理(いわゆる consolidation)の問題については、米国が「過渡期間後においては、米国の満足いく制度の一環として外国の公的保有米ドル残高を他の準備資産に交換する義務を果たす用意がある」と発言(前記モンテリオールにおけるバーズ発言の延長)、西ドイツが交換性の必要性につき強調するとともに、米国の為替市場への介入措置を高く評価したほか、各国ともIMF理事会報告に示唆された資産決済の重要性を強調したが、いずれも米国の巨額の対外債務残高の現況などにかんがみ、既往債務についてまで性急に決済を迫るものはみられず、米国国際収支の改善が前提条件である(カナダ)などの議論もみられた。

(4) 開発金融問題

発展途上国の代表がSDRと開発金融のリンク問題について積極的推進論を展開したのは当然として、先進諸国の中にも、条件付きではあるがとくに旧植民地との経済関係が密接なベルギー、フランスが前向きに具体化を論じたほか、英国、イタリアなどもリンク賛成論を述べた。ただし、最も影響力の大きい米国が、問題を通貨改革に絞って開発問題にほとんど触れなかったため、議論はいま一つ盛り上がりや欠いたことはいなめない。

◇国際通貨制度改革に関するIMF20か国委員会の発足

IMFはさる7月28日、「国際通貨制度改革および関連事項に関する委員会」(いわゆる「20か国委員会」)の設置を決定したが(8月号「要録」参照)、これに伴い9月下旬開催のIMF総会の際委員の選出が行なわれ、9月28日、その第1回の会合が開催された。

委員は次の20か国から選出された。

米国、英国、西ドイツ、フランス、日本、インド、ブラジル、モロッコ、スウェーデン、エチオピア、アルゼンチン、イタリア、メキシコ、オランダ、ザール、豪州、カナダ、ベルギー、インドネシア、イラク。

また、委員会議長は Ali Wardhana インドネシア蔵

相に、代理委員会議長は C.J. Morse 英蘭銀行理事に、それぞれ決定をみた。

委員会は第1回の会合において、国際通貨制度改革に関するIMF理事会報告書に留意するとともに、今後の活動について意見を交換し、国際通貨制度改革につき早期に合意を達成するという決意を表明した。

なお委員会は、本年末に開催を予定している次回会合に備えて早急に作業計画を推し進めるよう代理委員会に要請した。

米 州 諸 国

◇米国連邦準備制度、加盟銀行のユーロ・ダラー取入れに対する支払準備制度の改正を提案

1. 米国連邦準備制度理事会は9月7日、加盟銀行のユーロ・ダラー取入れに対する支払準備制度を次のとおり改正するよう提案した(現行規制については44年9月号および45年12月号「要録」参照)。

(1) 基準額(reserve-free base) (注)の廃止……従来一定基準額以内の残高に対し支払準備率の適用を免除していた方式を廃止し、取入れ残高全体に対して準備率を適用することとする。

(2) 支払準備率の引下げ……支払準備率を従来の20%から10%に引き下げる。

(注) 現行の支払準備率の適用方式は、加盟銀行のユーロ・ダラー取入れ残高が、①準備対象預金の3%、または②70年11月25日に終わる4週間の平均取入れ残高のうちいずれか大きい方を基準額(適用免除残高)と定め、それを超過する部分につき20%の支払準備率を課することとし、返済などによってその後の計算期間の平均取入れ残高が上記基準額を下回る場合には、その低い水準を新基準額とする——基準額の自動的引下げ——こととなっている。

2. 本措置の趣旨について同理事会では、ユーロ・ダラー取入れに対する支払準備制度を簡素化するとともに、すべての加盟銀行に対する準備率適用を公平化するため、と説明している。なお、基準額の廃止については、米銀のユーロ・ダラー借入れ残高の減少(ピーク時69年11月の150億ドルから最近では13億ドル程度に低下)から基準額が自動的に縮小しているため、実質的な影響は小さいものとみられる。

なお、本措置は今後90日間に格別の異議がなければ、そのままの形で実施される予定となっている。

◇米国、支払準備制度および小切手等決済制度の一部改正を一時延期

米国連邦準備制度理事会は9月20日、同21日に実施の予定(6月21日改正内容公表済み、7月号「要録」参照)であったレギュレーションDの改正(準備率の地域区分

の廃止等)およびレギュレーションJの改正(隔地銀行の資金決済上の優遇廃止)を一時延期する旨発表した。

これは、レギュレーションJの改正に伴う連邦準備フロート(連銀の小切手取立てサービスに伴う短期・無利子の連銀信用)縮減のマイナス効果の大きい隔地中小銀行の反対を背景として、地方の二つの銀行協会(the Independent Bankers Association of America および the Western Independent Bankers)がコロンビア地方裁判所に提訴し、これに基づいて同裁判所がレギュレーション改正実施につき一時差止め命令(temporary restraining order)を発したためである。

同裁判所の一時差止め命令は、一部の銀行のみを対象としており、またレギュレーションJの改正のみに限定されているが、連邦準備制度では、レギュレーションJの改正を一部の銀行を残して実施することは小切手決済制度の迅速化にそぐわない一方、レギュレーションDの改正のみを実施することとすれば金融政策上思わしくない影響も考えられるとして、レギュレーションD、J双方の改正を延期する旨を決定した。なお、その後の措置については判決結果をまって検討するとの態度をとっている。

欧 州 諸 国

◇拡大EEC、欧州通貨協力基金創設について合意

拡大EEC蔵相会議は9月11、12日ローマで開催され、欧州通貨協力基金(Fonds européen de coopération monétaire)の創設について合意をみた。本基金の創設については、本年3月21日付け閣僚理事会決議(4月号「要録」参照)によって通貨評議会および中央銀行総裁会議の報告(6月末までに提出を予定)に基づき閣僚理事会が必要な決定を本年末までに行なうこととなっていたが、基金の性格に関する意見の対立から報告の作成が予定より遅れていたもので、10月19、20日の拡大EEC首脳会議での決定を経て正式に発足することとなっている。

基金に関する合意点は次のとおり。

- (1) 経済通貨同盟の第1段階(73年末まで)において基金を創設する(当初予定では第2段階)。
- (2) 基金の運営は、閣僚理事会が定める経済政策上の一般的指針の範囲内で、中央銀行総裁会議が当たる。
- (3) 基金の当面の性格は次のとおりとする。

イ. 共同体通貨間の為替変動幅縮小取決め推進のための中央銀行間の協調に役だつこと。

ロ. 共同体通貨による介入の結果生じた貸借の多角化と域内中央銀行間決済の多角化とに資すること。

ハ、上記決済にあたっては共同体計算単位を使用すること。

ニ、現行のEEC中央銀行間短期信用供与機構の運営に当たること。ただし、共同体通貨間為替変動幅縮小取決めに基づく貸借の決済を包含した機構とするため技術的な修正を行なう。

ホ、中央銀行総裁会議に対し、経済通貨同盟の第2段階以降において漸次各国の対外準備を共同管理に移していくための諸条件の検討を要請する。

◇EEC、経済年次報告を発表

EEC委員会は9月8日、第2回経済年次報告を発表し、EEC諸国が採るべき経済政策について閣僚理事会に対し提案を行なった(9月11、12日の拡大EEC蔵相会議、10月11日の欧州議会は本提案を了承)。

概要は次のとおり。

(1) 第2四半期の経済動向

第2四半期のEEC諸国の景気は、総じて第1四半期ほどではないにしてもかなりの拡大をみた。これは、対域外輸出はやや鈍化したものの、一方国内需要が、可処分所得の大幅な上昇を背景とした個人消費支出の好伸、住宅投資の堅調に加え、公共投資の拡大、在庫増進などがみられたためである。これに伴い雇用事情は好転したが、他方消費者物価が農産物価格の高騰、公共料金の引上げなどを映じて、目だって上昇している。これとの関連でマネー・サプライの増勢が憂慮されている。

(2) 1973年経済の展望

73年のEEC経済は本年を上回る成長となろう(国民総生産73年約5%、72年3.5%)。これは、輸出増大に加え、雇用者増、賃金の急速な上昇を背景とした個人消費支出の堅調、住宅・公共投資の拡大が見込まれ、さらに設備投資の若干の持直しが予想されるためである。この間消費者物価は、EEC諸国共通して72年末から73年にかけて上昇加速化の可能性がある。

(3) 短期経済政策の主要課題

イ、本年の物価上昇が年間5~6%に達するのはやむをえないとしても、インフレ抑制は短期経済政策の優先的目標である(消費者物価上昇率を73年末時点で前年末比3.5%に押える)。

ロ、雇用問題は、73年の場合むしろ構造政策の課題となろう。

ハ、需要インフレ発生を回避するために生産能力の拡大が必要である。ただし、これは潜在成長力の地域間格差是正を図る施策(職業訓練、再雇用教育をも

含む)を通じて実現することが望ましい。

ニ、財政支出規模、内容の検討もインフレ対策上必要である。

(4) 採るべき経済政策の指針

イ、1972年度予算は抑制的に執行されるべきである。

また1973年度予算は極力圧縮されるべきであり、財政支出の伸びを、実質国民総生産の伸びプラス年末時点の物価上昇率の目標(年率3.5%)の範囲内に押えるか、それが構造政策上の理由で実現不可能であれば名目国民総生産の伸びの範囲内に押えるべきである。さらに財政収支赤字幅の縮小と政府による借入れを抑制することが望ましい。ただし、上記指針はイタリアでは経済活動が十分に回復した場合のみ適用される。

ロ、金融政策も総需要抑制に資するべきであり、そのため政策目標はマネー・サプライ(M1)の過度な増加を抑制することにおかれる。このため短資流入による追加流動性は凍結し、国内流動性の増加テンポを主として対民間部門信用供与と政府による借入れの抑制を通じて実現すべきである。さらに、一般的には金融当局は、総通貨供給の伸びを目標とする名目経済成長率に近づけるよう努力すべきである。この結果、金利が上昇し短資が流入する場合には、適宜規制措置を適用すべきである。

ハ、生計費の上昇抑制のために、供給サイドからも、競争政策、商業政策、農業政策上の必要措置を採ることが適当である。

ニ、物価、所得の上昇を適度なものとするためには、政府の規制を避けようとするなら、各界の協調的な行動が必要とされる。このため企業は、インフレ期待を払しょくし、中期的な生産性上昇トレンドに見合った賃上げにとどめることが肝要であり、政策当局も経済の均衡実現に貢献すべきである。

◇英国政府、賃金・物価自主規制案を提案

英国政府は、9月26日のTUC(労働組合会議)およびCBI(英国産業連盟)との第5回3者会議において、賃金・物価自主規制につき概要次のとおり提案した。

(1) 政府は今後2年間の実質経済成長率を年率5%に保つよう政策を運営する。

(2) 今後1年間の小売物価引上げは、工業製品4%、その他5%を限度とする。

(3) 賃金交渉は年間1回に限ることとし、また今後1年間の賃上げ幅は一律週2ポンド(時間外等へのはね返りを勘案した手取り賃金ベースでは2.6ポンド)を限度

とする(注)。

- (4) 低賃金層の救済および非効率産業の生産性向上を図るために新しい機関を設ける。
- (5) 生計費が年率6%をこえて上昇する場合には、こえる部分1%につき週20ペンス程度の賃金上乘せを行なう。
- (注) これにより賃金上昇率は年率8~9%となるが、これは生産性の上昇によって吸収可能とされている。

本提案は、低所得者、年金生活者等の利益をそこなうことなくインフレ抑制を図ろうとするものであり、法令によらずあくまで労使の自主規制に依存する形式をとっているのが特色である。

なお、本提案に対しTUCは、賃上げ幅および生計費スライド分が小幅にすぎること、配当所得、不動産売買益等が規制の対象とされていないこと、また物価抑制政策が具体的決め手を欠くことなどを理由に即日これを拒否することを決定、10月16日の次回会談において独自の対案を提出することになっている。

◇英連邦蔵相会議の開催

英連邦蔵相会議は9月21、22日の両日、ロンドンにおいて開催された。終了後発表されたコミュニケのうち注目される点は次のとおり。

(1) ボンド残高問題

スミソニアン合意およびボンド・フロートがもたらす影響との関連で、ボンド残高保証取決め(46年9月号「要録」参照)を改正する交渉はすでに始まっている。バーバー英国蔵相は、公的ボンド残高縮小に関するいかなる提案についてもスターリング地域諸国と討議し、またいかなる取決めもボンドの公的保有者に容認されうる(acceptable)ものでなければならない点を再度確約した。

(2) 国際通貨制度改革問題

IMFによる20か国グループの設立を歓迎するとともに、改革の検討にあたっては、調整可能な固定平価制度、通貨の交換性回復などいくつかの大きな目標を念頭に置く必要がある。とくにSDRに所要の修正を加えてこれを世界の対外準備の主要構成要素とすることが必要であるが、当面は現状のままでもその配分を続けるべきである。さらに低開発国に対しSDRのより多額かつ公平な配分を行なう問題につき考慮されることが期待されるが、この点開発金融とSDRのリンクについての支持が一般に高まってきていることは喜ばしい。

◇西ドイツ、公定歩合を引上げ

1. ブンデスバンクは10月6日の定例中央銀行理事会において、下記の措置を決定した(9日から実施)。

- (1) 公定割引歩合を3%から3.5%に引上げ。
- (2) 債券担保貸付金利(ロンバード・レート)を4%から5%に引上げ(注1)。
- (3) 大蔵省証券、割引国庫債券、備蓄機関証券の売オペ金利の引上げ(注2)。

(注1) 今次引上げにより割引歩合とロンバード・レートとの金利差は、従来の1%(71年10月14日以降)から1.5%に拡大。

(注2) 従来から公定歩合の変更のつどはほぼ同一幅だけ変更されてきたもので、今回は一律0.5%のアップ。

2. 今回の措置に関するブンデスバンクの説明次のとおり。

「最近対外経済情勢の変化から金融政策を働かせる余地が拡大しているが、今回の措置はこのような余地を活用しようとするものである。ブンデスバンクはすでに数か月来銀行流動性の圧縮を通じて国内物価上昇の抑制に努めてきたが、今回の措置によりこれまでの政策はさらに金利面から補強されることになる」。

なお、クラゼン総裁は会議後の記者会見で次のようなコメントを加えている。

- (1) 今回の公定歩合引上げは、従来の3%という世界最低の割引歩合を市場の実勢(注3)に適合させるとともに、ブンデスバンクの物価抑制に対する決意を示すシグナルとしての意味をもつものである。引上げ後の水準はなお十分な高さではないが、これ以上大幅な引上げは、現在のところ対外経済面の配慮からむずかかった。
- (2) ユーロ・マルク金利の上昇などから現金預託制度のききめも強まっており、米国金利の上昇、さらに当面為替平価の変更はないという確信が強まっていることから、為替市場は今後も平静に推移しよう。もはやドルが介入点下限まで落ち込むことはありえないと確信する。

(注3) 短期金利は7月下旬をボトムにじり高傾向をたどり、3か月ものコール・レートは7月下旬平均の4.55%から9月下旬平均5.21%に上昇。

◇西ドイツ、インフレ対策の協調を提案

シュミット経済・蔵相は9月7日、欧州各国政府(拡大EEC10か国、ノルウェーも含む)に対し、インフレ抑制策の協調に関し、骨子次のような提案を行なった。

- (1) 各国は、通貨供給量の増加率を従来の15~20%から10~15%に抑制するための政策をただちに実施すること。

- (2) 各国中央銀行は、直接または間接にユーロ市場に放出している資金を回収し、かつ今後かかる投資を行なわないこと。
- (3) 各国は西ドイツにならい政府借入れを極力抑制するよう努めること。

◇西ドイツ、非居住者に対する債券売却制限を緩和

1. ブンデスバンクは9月上旬、各金融機関に通ちょうを發し、さる6月29日以降認可制が敷かれている国内債券の非居住者への売却(実際の運用上は認可しない扱い)に関し、次のとおり一部緩和を行なう旨通知した。

- (1) 金融機関における非居住者からの債券保護預り勘定が、期限4年超の内国無記名債券および指図式債券の売却または償還によって減少した場合、当該金融機関に減少額の範囲内で同一または他の非居住者に対し、上記の債券を売却することを認める(ブンデスバンクは申請のあった金融機関に対し包括認可)。
- (2) 上記により認可を受けた各金融機関は、売却枠余裕をは握するのに必要な資料を毎月ブンデスバンクに提出しなければならない。

2. 本措置に関するブンデスバンク筋のコメントは次のとおり。

「ブンデスバンクとしては金融機関の要望もあり、従来の全面禁止を一部手直しし、金融機関に対し内国債の対外売却にいくぶん行動の自由を認める方向で検討を行なっていたが、為替市場の平静化にかんがみ、今般緩和に踏み切ったものである。緩和の内容については、外資のネット流入を招かないこと、審査事務の負担が少ないようなものであることを主眼に検討を行なった。なお、期間4年以内の債券を包括認可の対象にしなかったのは、これら債券への外人投資が長期債に比べより投機的な性格が強いことを勘案したものである。債券保護預り勘定の増減は認可日の残高を基準として計算することとなるう」。

◇フランス、1973年度予算案を決定

1. フランス政府は9月15日の閣議において、1973年度予算案(暦年)を決定した(「国別動向」参照)。

本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 確定収支(一般会計、特別会計の合計に相当)歳出総額は2,007億フラン(前年度当初予算比+11.1%)、一方同歳入総額は2,019億フラン(同+9.9%)と見込まれ、収支じりは12億フランの黒字(前年度予算31億フランの黒字)。他方、例年赤字となる暫定収支(融資予算に相当)の赤字幅を10億フランにとどめたため(前年度当

初予算31億フランの赤字)、総合収支じりでは2億フランの黒字(同1百万フラン)。

- (2) 歳出面では、公務員の増員(36千人)や給与引上げ(4~5%見込み)のほか、老齢年金の引上げ等社会保障充実のための経費増もあって一般予算の經常支出がかなり増大(前年度比+11.5%)した。一方、前年度の重点項目であった一般予算資本支出は、産業基盤拡充の見地から自動車道路(前年度比+46.5%)、通信施設(同+27%)などへは引き続き重点的に配分されたものの、全体では前年度比9.0%増(同+14.9%)にとどめられた。

また、景気調整基金(69年度創設)への支出計画の一部凍結は72年度予算で中断されたが、公共事業住宅省(611百万フラン)や産業科学開発省(378百万フラン)関係を中心に復活することとなっている(総額2,328百万

フランスの1973年度予算案

(単位・百万フラン、△は赤字)

		1972年度 度予算	1973年度 度予算案	前年度比増減(△)率(%)		
				72/71	73/72	
確定 収支	一般会計	歳出	176,386	196,208	6.0	11.2
		うち 經常支出	123,492	137,681	4.2	11.5
		資本	21,766	23,727	14.9	9.0
		軍事	31,128	34,800	7.9	11.8
		歳入	179,401	197,334	5.9	10.0
	収支じり	3,015	1,126			
	特別 会計	歳出	4,212	4,484	7.8	6.5
		うち 經常支出	993	877	△0.5	△11.7
		資本	3,149	3,537	10.9	12.3
		軍事	70	70	0	0
歳入		4,293	4,566	7.6	6.4	
収支じり	81	82				
合計	歳出	180,598	200,692	6.1	11.1	
	歳入	183,694	201,900	6.0	9.9	
	収支じり	3,096	1,208			
暫定 収支	歳出	5,544	3,668	3.6	△33.8	
	うち 経済社会 開発基金	3,060	2,370	3.6	△22.5	
	歳入	2,449	2,662	8.5	8.7	
	収支じり	△3,095	△1,006			
総合	歳出	186,142	204,360	6.0	9.8	
	歳入	186,143	204,562	6.0	9.9	
	収支じり	1	202			

フラン、ただし、73年度支出関係分としては10億フラン弱と見積もられている。

その他国有化企業(主としてフランス電力、フランス・ガスなど)への経済社会開発基金からの貸付がかなり減少し(同基金前年度比+22.5%)、これら企業は資本市場での資金調達増大を余儀なくされている。

- (8) 歳入面では、自動車税(増収見込み155百万フラン)や揮発油税(同430百万フラン)の引上げ等を除けば増税措置は採らず、むしろ、かねてからの公約である非給与所得者に対する税率の引下げ(3%、減収見込み1,050百万フラン)措置などのほか、物価上昇による実質的な増税を回避するため、同一税率に対する課税対象所得額の引上げ措置など税負担の若干の軽減を図っている。もっとも、税金総額は経済規模の拡大等を映じ前年度比11.3%増の見込み。

2. なお、上記予算編成の前提となった来年度の経済見通しは次のとおり。

	(前年比・%、実質)			
	1971年 実績	1972年当 初見通し (71年9月)	1972年改 訂見通し (72年9月)	1973年 見通し
G D P	+5.2	+5.2	+ 5.6	+ 5.8
個人消費	+6.0	+5.4	+ 5.4	+ 5.6
企業投資	+5.7	+5.8	+ 6.3	+ 6.2
輸 出	+9.5	+8.1	+12.9	+11.2
輸 入	+7.0	+7.2	+12.4	+11.2
物 価 (GDPデフ レーター)	+4.8	+3.9	+ 5.5	+ 5.2

◇フランス、社会保障充実策を決定

フランス政府は9月6日の閣議で、社会保障充実のための一連の施策を採択した。現行メスマル内閣は、本年7月発足以来、社会保障の充実を公約の一つとし社会問題省を新設したが、今回の措置は、その具体化の手始めとして、最低所得層を主たる対象に総額25億フランの財政資金等を投入するもので、概要以下のとおり。

- (1) 家族手当支給に際し地域による控除(1~4%)を明年1月1日から廃止する(本措置の対象者は全家族の約80%)。この結果、8月1日以降の家族手当支給額の引上げ(6%)とあいまって実質7~10%の引上げとなる。
- (2) 年金受領有資格者が死亡した場合の寡婦に対する年金支給開始年齢を、65歳から55歳に引き下げる(明年1月1日実施予定)。
- (3) 老齢年金の支給額を10月1日から年間3,650フラン

から4,500フランに引き上げる(対象者約200万人)。

- (4) 退職年金の支給基準は、最後の10年間の給与水準ではなく給与水準が最も高かった10年間のそれによることとし、明年以降実施する。
- (5) 最低賃金(SMIC)は、従来のように平均賃金の動向に追随するのではなくこれを上回って引き上げることとし、団体協約高等委員会(労・使・政府等代表35名で構成)に諮って10月1日から改正する(時間当たり4.30→4.50フラン)。

◇フランス、国有化銀行・国有化保険会社に対する従業員持株制度の導入を最終的に決定

フランス政府は9月20日の閣議で、昨年6月に発表され本年6月に一応承認されていた、国有化銀行、国有化保険会社に対する従業員持株制度の導入に関する法案を最終的に決定した。政府では、70年以降国有化企業についても従業員持株制度の導入を推進してきており、今回の措置はその一環をなすものである。今後議会の承認が得られれば明年以降実施される予定。

本制度の概要は次のとおり。

- (1) 国有化銀行(B. N. P, Crédit Lyonnais, Société Générale)の3行、従業員数約100千人)および国有化保険会社(3社、同3.5千人)の従業員に、国が保有するこれら銀行および保険会社の株式(記名式)の一部を、勤務年数ならびに職階を勘案しながら、無償および有償で譲渡する。ただし国の保有分は総株式の75%以上を維持する。
- (2) 無償譲渡された株式は課税の対象としない。
- (3) 従業員は一定期間経過後は譲渡された株式を、フランス国籍を有する個人あるいは本法案に定める預金供託金庫など政府系金融機関や投資会社など民間会社に対し売却しうる。
- (4) 株主を代表する会を構成し株主総会に相当する権限を行使する。同会のメンバー(総数7~8名、ほとんどが政府側代表)のうち1名は、最も有力な労組の推薦により大蔵省が任命した従業員代表とする。

◇オーストリア、最低準備率を引上げ

オーストリア国民銀行は9月21日、最低準備率を一律0.5%引き上げ、11月1日から実施することを発表した(新準備率は別表参照)。

本措置は同行と大蔵省および金融機関代表との協議に基づく過剰流動性吸収措置(注)の一環として決定されたものであり、売出手形の期限到来(本年11月2日)により放出される約10億シリングの流動性の吸収を企図したも

のである。

(注) 本件のほか、大蔵省証券の発行(10億シリング)による資金の凍結および金融機関の対外債権増加に関する申合せの年末までの延長などが行なわれることとなっている。

オーストリアの最低準備率

(11月1日以降、カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関の規模	当座預金	短期定期 貯蓄預金(注)	長期定期 貯蓄預金(注)
対象債務が 40百万シリング以上	11.0 (10.5)	9.0 (8.5)	8.0 (7.5)
対象債務が 40百万シリング未満	7.0 (6.5)	6.5 (6.0)	6.5 (6.0)

(注) 短期は1年未満、長期は1年以上のものをいう。

◇スイス、外債発行代り金等の米ドルへの交換比率を引上げ

1. スイス国民銀行は9月中旬、市中銀行に対し、スイス・フラン建外債発行代り金等を同行で米ドルに交換させる比率を次のとおり引き上げる旨通知した。

- (1) 同行において米ドルに交換させる比率を従来の40%から、期間5年未満のものについては50%、期間5年以上のものについては60%にそれぞれ引き上げる(5月号「要録」参照)。
- (2) 交換レートは引き続き1米ドル=3.80スイス・フランを適用するが(8月号「要録」参照)、市場レートがこれを上回った場合には市場レートを適用することとする。

2. 本措置について同行では、「外債発行代り金等については、従来から国民銀行で交換させた分はもとより、残余の部分についてもすみやかに(原則として数日以内、特例を認める場合でも最大限2週間以内)市場で外貨に交換し持ち出させるよう指導してきたが、市場交換分については指導が完全に守られていないうらみがあった。このところ、スイスではインフレの高進から過剰流動性の吸収が緊要の課題となっており、その一貫として資本流出の促進が必要となっているが、本措置は上記の抜け穴をできるだけ小さくし、資金の国外流出をより確実にするため行なったものである」とコメントしている。

◇ノルウェー、国民投票でEEC加盟を否決

ノルウェーは9月24、25日の両日EEC加盟に関する国民投票を実施、その結果反対票が58.3%に達し加盟は否決された。同国では、国民投票の結果には法的拘束力はなく、条約の批准手続きは正式には議会(一院制)の4分の3以上の多数決で承認されれば完了するが、ブラッテリ内閣はEECに対し、加盟条約の議会への上程を

とり下げ批准手続を中止することを決めた旨通告しており、今回の国民投票結果によりノルウェーのEEC非加盟は事実上確定した。

◇デンマークのEEC加盟国民投票をめぐる動き

1. 為替市場閉鎖

(1) デンマークのクラグ首相は9月26日早朝、「本日以降デンマークがEEC加盟に関する国民投票を行なう(10月2日)直後まで為替市場を閉鎖する」旨を声明した。本声明は、ノルウェーのEEC加盟に関する国民投票(9月24~25日)の結果が発表され、同国のEEC非加盟が事実上確定した直後に行なわれた。

(2) デンマークは、本年6月に英ポンドが変動相場に移行したのに伴いEECの為替変動幅縮小取決めから一時離脱するとともに、公定歩合引上げ(7月号「要録」参照)、財政支出削減等の一連のクローネ防衛措置をとったが、その後9月21日に、クラグ首相が「もしデンマークがEECに加盟をしなければ、同国としてはクローネの切下げを含む総合的な諸対策を実施することが必要となろう」と語ったことを契機に、従来から国際収支赤字を映じて軟調に推移していたクローネ相場がいつそう軟化していた。その後9月24、25日の両日、デンマークの国民投票に最も影響があるとみられていたノルウェーの国民投票が行なわれたが、その開票結果を待たず9月25日にはクローネ売りが殺到し、同日だけでデンマーク国民銀行は4~5億クローネ(60~70百万ドル、同国外貨準備高の約1割)を失ったと伝えられる。また、先物市場でもクローネ売りが多額に上り、同日午後は一時先物取引の中断を余儀なくされた。市場閉鎖措置はかかる状況に対して採られたものである。

なお、外国為替市場は、同国のEEC加盟が国民投票で可決されたのに伴い、10月3日に再開された。

2. 公定歩合を引下げ

デンマーク国民銀行は10月3日、公定歩合を1%引き下げ7%とし、即日実施する旨発表した。

本措置に関し同行は、「さる6月27日、ポンド・フロート後の不安定な国際通貨情勢にかんがみ、公定歩合を7%から8%に引き上げたが、その後もEEC加盟の見通しが定かでなかったことから、デンマーク・クローネをめぐる不安感が継続した。しかし、EEC加盟が確定したので、公定歩合を前回引上げ前の水準に戻すこととした。もっとも、国際収支が依然として思わしくない状況にあるので、6月当時決定した財政面での引締め政策を続けるとともに、銀行貸出の増加を引き続き抑制する

ことが必要であると考えている」旨説明している。上記コメントからみて、本措置は本格的な景気刺激を目的としたものではなく、欧州諸国の中で飛び抜けて高かった同国の公定歩合水準を、危機レートから1%引き下げたものとみられる。

3. EECが替変動幅縮小取決めに復帰

デンマーク政府は10月10日、「10月2日の国民投票による同国のEEC加盟正式決定および再開後の同国為替市場の安定にかんがみ、本年6月28日以降離脱していたEECの替変動幅縮小取決めにただちに復帰する」旨発表した。

アジアおよび大洋州諸国

◇第6回日韓定期閣僚会議の開催

第6回日韓定期閣僚会議は、9月5、6日の両日ソウルで開催され、大要次のとおりの経済協力を内容とする共同コミュニケを発表した。

(1) 日本は総額524億円(1米ドル当り308円換算で170百万米ドル相当)の円借款の供与を約した。

イ. 第3次5ヵ年計画(1972~76年)に織り込まれている挿橋川流域、界火島の2大総合計画等の農業プロジェクトに対する協力……246億円。

ロ. 通信施設拡張計画ならびに輸出産業育成計画に対する協力……各62億円。

ハ. 昨年の国際経済情勢の変化に伴う韓国の国際収支悪化を配慮した特別の協力……154億円。

(2) 韓国は浦項鉄鋼一貫工場の拡張計画(粗鋼ベース、年産103→260万トン)に対する135百万米ドルの資金協力を要請、これに対し日本は調査団を派遣のうえ必要な協力を行なう意向を表明した。

(3) 韓国は、農業部門における生産性の向上と所得の増大、農村の生活環境改善などを目ざして現在推進中のセマウル(新しい村)運動について説明し、向こう4年間に約10億ドルの資金協力を要請した。

(4) 韓国は、第3次5ヵ年計画が終了する段階には、日本の経済協力の主体が民間ベースに移るであろうとの確信を表明した。

今回の定期閣僚会議においては、第3次5ヵ年計画に対し資金面で協力するという前回の合意に基づいて、今後1年間の協力計画を具体化することが討議の焦点となったが、とくに、①従来の経済協力が工業部門中心に推進されたのに対し、今回は、立遅れが目だっている農業部門に対する協力が強く要請されたこと、②わが国の経済援助が70年代半をもってほぼ終了するとの見通しがは

じめて明らかにされたこと、などが注目される。なお、65年の日韓外交正常化以降わが国が韓国に対して供与を約した経済協力関係費の総枠は、今回の決定分を含め約15億米ドルに達した。

◇韓国、1972年第2四半期国民所得勘定の動向

韓国銀行は9月7日、本年第2四半期(4~6月)の国民所得勘定(暫定計数)の動向を発表した。これによると、GNPの伸び率は前年同期比5.2%増にとどまり、引き続き不況色を強めている。これは、鉱工業部門が昨年末来のウォン為替相場下落(1~6月中の下落率6.6%)にささえられた輸出の急増を主因に回復を示しているものの、設備投資・消費需要の停滞から、建設、社会関係資本、その他の各部門が不振の度を深めているためである。

韓国の国民所得勘定増減(Δ)率

(前年同期比・%)

		1971年	1972年	
			第1 四半期	第2 四半期
GNP	農 林 漁 業	3.1	12.6	4.9
	鉱 工 業	17.2	8.9	13.5
	建設業および社会間接資本	6.8	3.2	△ 3.3
	そ の 他	10.0	3.8	1.3
		9.8	6.3	5.2
GNE	個人消費支出	11.0	9.7	8.9
	政府の財貨・サービス 経常購入	12.2	4.4	0.6
	国内総固定資本形成	5.3	△12.4	△16.4
	財貨および用役の輸出 財貨および用役の輸入	20.5 20.4	25.6 0.7	32.8 △ 0.1

(注) 1965年不变価格による。

◇南ベトナム、新投資法を施行

南ベトナム政府は、ベトナム和平後の経済再建に資するため、外資導入促進を主眼とする新投資法を6月2日成立させ(上院通過、下院は4月通過)、ただちに施行した。同法は67年制定の旧投資法を改訂したもので、おもな改正点は次のとおり。

(1) 新 規 定

イ. 外資企業(註)については、業務上必要な土地、建物の固定資産税を5年間免除。

ロ. 輸出税を5年間免除。

ハ. 外資企業が設備、部品、原材料を輸入する際は、外貨事情の許すかぎりすみやかに適当額の外貨使用

を認める。

(2) 強化規定

- イ. 営業利益に対する課税を5年間免除(旧法、農業および関連工業2年間、工業5年間)。
- ロ. 技術者の給与に対する所得税を3年間免除(旧法、2年間)。
- ハ. 採鉱権に対する課税を5年間免除(旧法、3年間)。
- ニ. 外資企業を国有化しないことを保証(旧法、15年間に限って保証)。

なお、①外資比率を制限しないこと、②利潤送金を認めること、③設備、部品の輸入税免除、④20%の割増償却、などの優遇措置は旧法と同様である。

(注) 同法にいう外資企業とは、指定36業種(農業機械、肥料、パルプ、製糖、油脂、石油、セメント、建設等)に該当し、かつ当初投資額が農・漁・鉱業100万ピアストル以上、工業その他200万ピアストル以上で、投資委員会の指定を受けた企業。

◇マレーシア、円借款取決めに調印

マレーシア政府は、このほど日本輸出入銀行および海外経済協力基金と総額360億円の円借款取決めに調印した(輸銀とは10月11日、基金とは9月28日、各180億円)。

同国は、71年に開始した第2次5ヵ年計画の投資資金として5億米ドルの海外援助(総投資額の1割)を予定しており、今次借款はその一部として、71年10月ラザク首相訪日の際、両国政府間で合意されたものである。同国の第1次5ヵ年計画を対象に約束された円借款(66年11月調印、総額180億円、うち3割は未使用)に比べ、今回は規模が倍増しているほか、金利、返済期間などの条件も緩和されている。

マレーシアに対する円借款

約束年月	約束額	条 件
1972年 9、10月	360億円	輸銀(180億円)…金利年5.5%、返済期間18年(うち据置き5年) 基金(180億円)…金利年3.25%、返済期間20年(うち据置き7年)
1966年 11月	180億円	輸銀(120億円)…金利年5.75%、返済期間15~18年(うち据置き5年) 基金(60億円)…金利年4.5%、返済期間20年(うち据置き5年)

◇豪州、外資規制を実施

豪州政府は、投機資金の流入に伴う外貨準備の急増、外資による産業支配の浸透に対処して、9月26日、次のような外資規制措置を発表、翌日から実施した。

(1) 短期外資対策

イ. 期間2年以内の海外借入れを禁止する(ただし、9月26日以前の既契約分と年間10万豪ドル以下の借入れを除く)。これに関連して、スターリング地域からの豪ドル借入れを為替管理の対象外とした従来の優遇措置は廃止する。

ロ. 外資系企業(外資比率25%以上)の国内における資金調達を制限を撤廃する。

(2) 証券投資対策

政府は、新設予定の独立機関(さしあたりは政府部内で担当官を任命)に付託して、次に該当する資産1百万豪ドル以上の豪州企業(上場、非上場を問わず)の乗取り案件を審査させ、その報告に基づいてナショナル・インタレストに反するものには必要な防止措置をとる。

イ. 1社もしくは1グループの外資(注)が15%以上の株式を取得する場合。

ロ. 複数の外資合計で40%以上の株式を取得する場合。

ハ. 株式の移転を伴わない案件でも、経営支配権が実質的に外資の手に移る場合。

(3) 海外投資緩和策

豪州居住者の対外証券投資を緩和し、年間1人当たり10万豪ドル、同1法人当たり1百万豪ドルまでは自動的に承認する。

今回の措置は、①昨年末の通貨調整時に豪ドルの切上げが小幅(実質、対米ドル+6.34%)にとどめられた結果、再切上げルーラーによる投機資金の流入が急増していること(7月末外貨準備48億米ドル、年初来+15億米ドル)、②外資による豪州企業の乗取りがひん発し、国内での反発が高まっていること、に対処して採られたものとみられている。

(注) 1外人株主で15%以上、外人株主合計で40%以上の株式が保有されている豪州企業も外資とみなされる。